

所得税と市・県民税の 申告はお早めに！

申告受付期間は **2/16(火) ▶ 3/15(火)** です。

☎所得税＝岩国税務署 ☎②0111

市・県民税＝課税課 ☎②95054、
総合支所、支所

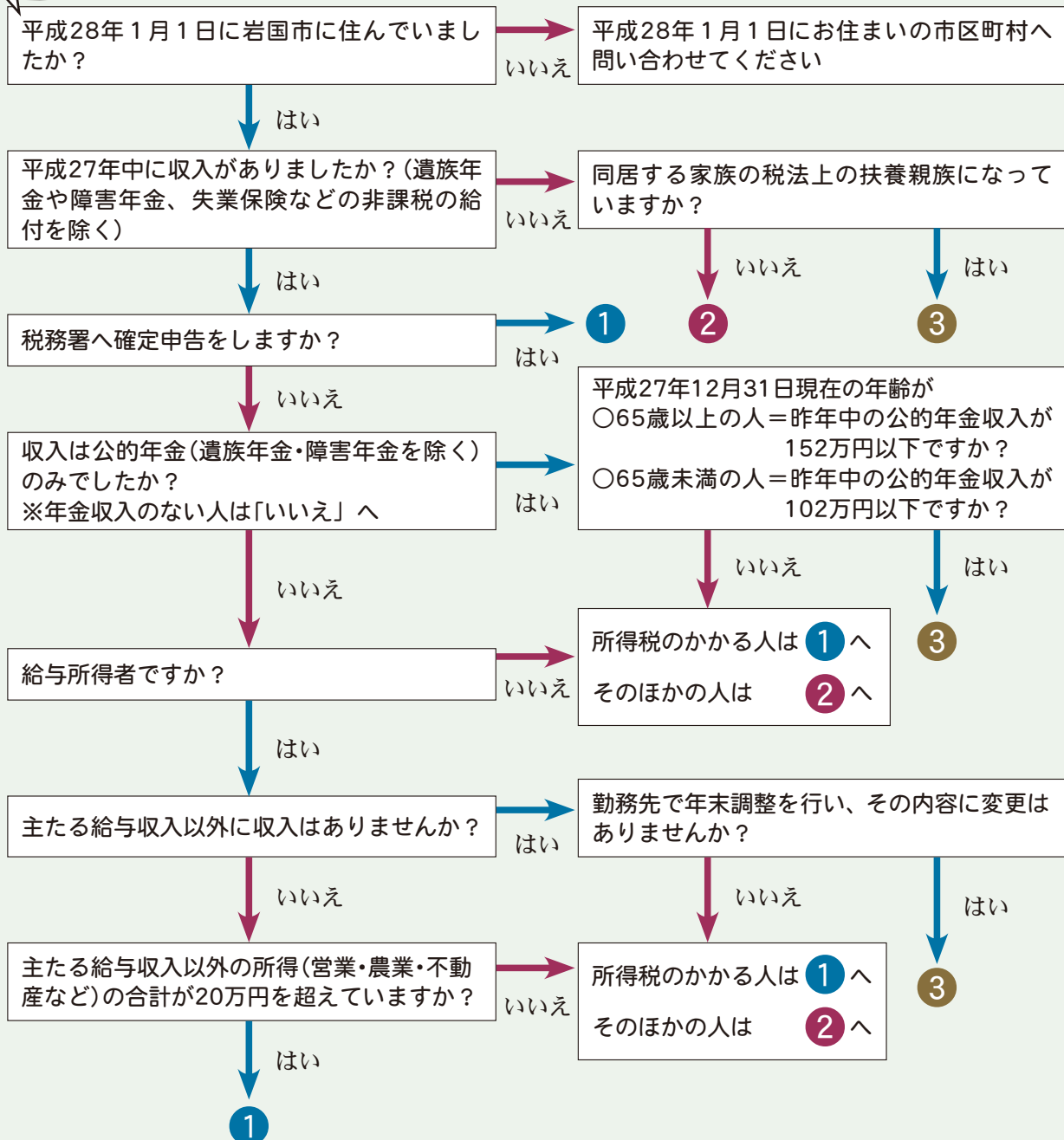
申告の必要な人は、申告受付期間中に申告をお願いします。

また国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の申告も受け付けます。

※市からの申告案内のはがきが来ていない人も、②に該当する人は申告をお願いします

申告が必要か、確かめてみましょう！

スタート！



①の人は… 税務署に確定申告書を提出してください

所得税の確定申告が必要な人

- 平成27年中の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- 商業・工業・農業・漁業・医業などを営み、事業所得があった人
- 地代・家賃収入や、不動産の売却などによる所得があった人
- 給与所得者の一部の人の人
- 給与収入が2千万円を超えた人
- 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入金額と、給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超えた人

○給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えた人

●確定申告をすると所得税が還付される人

給与所得者や年金所得者などで確定申告をする必要のない人でも、確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- マイホームを住宅ローンなどで、新築・購入・増改築した人
- 多額の医療費を支払った人
- 災害や盗難に遭い、損害を受けた人
- 年の途中で退職し、再就職しなかった人で、年末調整を受けていない人
- 国や地方公共団体などへ寄附をした人

②の人は… 課税課または総合支所、支所に市・県民税の申告書を提出してください

市・県民税の申告が必要な人

平成28年1月1日現在、岩国市に住所がある人は、原則として市・県民税の申告が必要です。

●市・県民税の申告が必要な人

- 商業・工業・農業・漁業・医業などを営み、事業所得があった人
 - 地代・家賃収入や、不動産の売却などによる所得があった人
 - 生命保険契約による一時金や年金などの一時所得や雑所得のあった人
 - 非上場株式による配当所得のあった人
 - 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書の提出がなかった人
 - 年の途中で退職し、再就職しなかった人
 - 2カ所以上から給与を受けた人
 - 恩給・年金を受けた人で、社会保険料などの所得控除を受ける人
 - 雑損控除・医療費控除などを受けようとする人
- ※給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民

税の申告は必要です

※17ページの「岩国税務署より」に掲載している、年金所得者で確定申告不要制度に該当する人でも、市・県民税において控除の追加をする場合は、市・県民税申告書の提出が必要です

※年金の源泉徴収票に配偶者控除、扶養などが記載されている人は、申告が不要の場合もあります

●国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入の人

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料は、申告された所得額などを基に計算します。加入者および世帯内に加入者がいる世帯主や世帯員は、保険料を正しく算定するため、申告してください。

※上記保険に加入していない人も、世帯内に加入者がいる場合、申告してください

※無収入または少額収入のみの人、遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税収入のみの人であっても、同居する家族の税法上の扶養になっていない場合、申告がないと見なされるため、保険料の軽減が適用できない場合があります

③の人は… 市・県民税を申告する必要はありません

- 税務署へ所得税の確定申告をした人
- 平成27年中の所得が給与または年金だけで、その支払い者から市へ「給与支払報告書」または「公的年金等支払報告書」が提出されている人



所得税などの確定申告会場の開設

	確定申告期間	確定申告会場設置期間	会場
所得税の確定申告	2月16日(火)～3月15日(火)	2月16日(火)～3月15日(火) 9時～17時(受付＝8時30分～16時) ※土・日曜、祝日は除く	岩国税務署 ※臨時駐車場はありません
消費税・地方消費税	3月31日(木)まで		
贈与税	2月1日(月)～3月15日(火)		

市・県民税の申告受け付け、出張申告受け付け

開催日、受付時間を確認の上、お越してください。お住まいの地区の会場で都合が悪い場合は、別の会場または課税課、総合支所、支所で申告してください(郵送可)。

また国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の申告も、各会場で受け付けます。

【岩国】 2月16日(火)～3月15日(火)の期間中、課税課市民税班で随時受け付け(8時30分～16時、土・日曜は除く)を行います。

開催日	受付時間	会場
2月17日(水)	10時～12時	中央公民館小瀬分館
	14時～15時30分	装港供用会館
2月18日(木)	9時30分～12時	中央公民館南河内分館
2月19日(金)	9時30分～15時	中央公民館
2月23日(火)	9時30分～12時	川下供用会館
2月24日(水)	10時～12時	中央公民館北河内分館
	14時～15時	中央公民館師木野分館
2月25日(木)	9時30分～15時	中央公民館通津分館
2月26日(金)	9時30分～12時	中央公民館御庄分館
	14時～15時	中央公民館藤河分館
3月1日(火)	9時30分～15時	平田供用会館
3月2日(水)	9時30分～16時	灘供用会館
3月3日(木)	9時30分～15時	牛野谷供用会館

※愛宕供用会館が工事のため、本年度は牛野谷供用会館が会場となります。駐車スペースに限りがありますので、車を利用する人はお手数ですが課税課市民税班までお越してください

【由宇】 由宇地域の申告受け付けは「広報いわくに2月1日号」と同時に配布する「由宇総合支所だより2月号」で対象地区・時間などを確認してください。
※2月16日(火)～3月15日(火)は由宇文化会館1階集会室で受け付け(8時30分～16時、土・日曜は除く)を行います

【周東】 周東地域の申告受け付けは「広報いわくに1月15日号」と同時に配布する「所得税、市・県民税の申告について(お知らせ)」で対象地区・時間などを確認してください。
※2月19日(金)～3月15日(火)は周東総合支所別館会議室で受け付け(8時30分～16時、土・日曜は除く)を行います

開催日	受付時間	会場
2月10日(水)	9時30分～15時	周東祖生公民館
2月12日(金)		
2月15日(月)	9時30分～15時	周東中田公民館
2月16日(火)	9時30分～15時	周東南総合センター
2月17日(水)	9時30分～15時	周東川越公民館
2月18日(木)	9時30分～15時	周東米川公民館

【玖珂】 玖珂地域の申告受け付けは1月13日発行の地域版「今月のお知らせ」および「広報いわくに2月1日号」と同時に配布する「申告日程表」で対象地区・時間などを確認してください。
※2月16日(火)～3月15日(火)は玖珂総合支所で受け付け(8時30分～16時、土・日曜は除く)を行います

【錦・美川】 錦・美川地域の申告受け付けは「広報いわくに2月1日号」と同時に配布する「市県民税申告日程について」で対象地区・時間などを確認してください。
※2月26日(金)、3月3日(木)～15日(火)は錦総合支所で受け付け(8時30分～16時、土・日曜は除く)を行います

開催日	受付時間	会場
2月16日(火)	9時30分～15時	美川基幹集落センター
2月17日(水)		
2月18日(木)	9時30分～15時	美川林業センター
2月19日(金)	9時30分～15時	美川支所
2月22日(月)		
2月23日(火)		
2月24日(水)	9時30分～15時	深須出張所
2月25日(木)		
2月29日(月)	9時30分～15時	高根出張所
3月1日(火)		
3月2日(水)		

【美和・本郷】 美和・本郷地域の申告受け付けは「広報いわくに2月1日号」と同時に配布する「市・県民税の申告について」で対象地区・時間などを確認してください。
※2月22日(月)～3月15日(火)は美和総合支所で受け付け(8時30分～16時、土・日曜は除く)を行います

開催日	受付時間	会場
2月16日(火)	10時～15時	北門ふるさと交流館
2月17日(水)	10時～15時	本郷ふるさと交流館
2月18日(木)		
2月19日(金)	10時～15時	秋掛構造改善センター

☑ 確定申告や市・県民税の申告に必要なもの

□印鑑（シャチハタ以外）

▶ 次の場合、それぞれ必要な書類を用意してください。

□給与や年金収入があった場合⇒平成27年分の源泉徴収票

□事業所得や不動産所得・農業所得・その他の所得などがあった場合⇒収支内訳書または収入・支出の内容が分かるもの

□国民健康保険・国民年金・介護保険などの社会保険料や生命保険料・地震保険料の所得控除を受ける場合⇒保険料の支払証明書など

□配偶者控除や配偶者特別控除を受ける場合⇒配偶者の所得金額が分かるもの

□医療費控除を受ける場合⇒支払った医療費の領収書と明細書・保険などで補てんされる金額の明細書とその集計書類

□雑損控除を受ける場合⇒災害・盗難で受けた被害や被害に関連して支出した額、保険などから補てんされる額の分かるもの

□寄附金控除を受ける場合⇒寄附金の証明書

□所得税において、配当控除や住宅借入金等特別控除などを受ける場合⇒控除に必要な書類

□申告書が送付されている場合⇒確定申告書または市・県民税申告書

ふるさと納税

ワンストップ特例制度

平成27年4月1日から、ふるさと納税ワンストップ特例制度が始まりました。特例の手続きをした人は確定申告などの申告が不要になりますが、次の人は特例の対象になりませんので、確定申告などの申告が必要です。

- 確定申告書または市・県民税申告書を提出した人
- 寄附先自治体が、6団体以上の入
- 特例申請の住所が1月1日現在の住所と異なる人
- 事業（営業等・農業）所得・不動産所得や医療費控除を申告する人へ

例年、申告期間中は、窓口

が大変混雑します。円滑な申告受け付けのためにも、収支内訳書の作成、領収書の整理などは、必ずあらかじめ済ませてから申告をしてください。

特に、医療費控除を受ける人は、領収書などを、受診した人・医療機関ごとに分けて整理・集計してください。整理・集計されていない場合は、受け付けの順番が前後することがあります。

また医療費控除で寝たきりの人のおむつ代について控除を受ける際には、医師が発行した「おむつ使用証明書」などが必要です。

課税課、総合支所、支所に申告相談をする人へ

青色申告、譲渡所得（土地・建物・株式など）、事業（営業等）所得、住宅借入金等特別控除やそのほか複雑な内容の申告については、税務署へ相談してください。

※マイナンバー制度の導入に伴う申告書への個人番号の記載については次回（平成29年度）からとなります。今回の申告に際して、個人番号の通

知カード等は必要ありません

猶予制度の見直し

地方税法の改正により、平成28年4月1日からの猶予制度の見直しが行われました。分割納付の方法や、納付を猶予する手続きなどが新たに条例で制定されました。

国民健康保険料などの納付済確認書

平成27年中に支払った社会保険料は、申告することにより所得から全額控除されますが、申告の際には納付済確認書など、支払金額が確認できるものが必要です。

○国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の平成27年中の納付済確認書は1月下旬に送付する予定です。

国民健康保険料課 ☎ 295088

岩国税務署より

◆年金所得者の確定申告不要制度

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的

年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告は必要ありません。

※所得税の確定申告が必要な場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です

※所得税の確定申告が必要な場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります

◆申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で

画面の案内に従って金額などを入力すると税額などが自動計算され、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

特に給与または公的年金の人は、見やすさ・分かりやすさを重視した専用画面を利用して簡単に申告書を作成できます。

《作成したデータの提出方法》

○印刷して書面で提出

○e-Tax（電子申告）で送信



岩国税務署 ☎ 20111（麻里布町七丁目9-37）